

加藤建設株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 1年 8月 1日～令和 6年 7月 31日までの 5年間
2. 内容

目標1：令和 2年 3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 5日以上とする。

<対策>

- 令和 1年 8月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和 1年 9月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始